

平成25年度版_土木工事積算標準単価 修正情報

頁	項目	修正前	修正後
857	4.2 建設用仮設材損料及び賃料	<p style="text-align: right;">建設用仮設材損料及び賃料</p> <p>4.2 建設用仮設材損料及び賃料</p> <p>建設用仮設材損料算定基準 〔昭和44.6.12 建設省機発第65号 建設事務次官から各地方建設局長他あて 最終改正 平成17.3.24国総施第139号〕</p> <p>(目的)</p> <p>第1 この基準は、土木請負工事工事費積算要領（昭和42年7月20日付け建設省官技第34号）第2の請負工事費を構成する純工事費のうち、建設用仮設材（木製の仮設材を除く。以下「仮設材」という。）の損料の算定について必要な事項を定めることにより、請負工事の予定価格の算定を適正にすることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2 この基準における用語の定義は、請負工事機械経費積算要領（昭和49年3月15日付け建設省機発第44号）第2に定めるものとする。</p> <p>(損料の算定方法)</p> <p>第3 仮設材の損料は、それぞれの算式により求めた額とする。</p> <p>(イ) 異形ブロック型枠の損料＝型枠1㎡当り損料×延べ使用面積 ＝基礎価格×$\left(\frac{\text{償却費率}+\text{修理費及び損耗費率}}{\text{標準使用年数}}+\text{年間管理費率}\right)\times\frac{1}{\text{年間標準供用日数}}$</p> <p>(ロ) 併用掘削仮設材以外の仮設材の損料 ＝供用1日当り損料×供用日数×使用数量</p> <p>2. 前項に掲げる算式中の基礎価格、標準使用年数、供用1日当り損料、年間標準供用日数、償却費率、年間管理費率、型枠1㎡当り損料並びに修理費及び損耗費率は、過去の実績又は推定により適正に定めるものとする。</p> <p>(仮設材損料の補正)</p> <p>第4 第3の規定にかかわらず、次の各号に掲げる仮設材の供用1日当り損料及び型枠1㎡当り損料は、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超えない範囲内で補正することができる。</p> <p>一 北海道の地域で使用する仮設材 100分の115（異形ブロック型枠については100分の110）</p> <p>二 沖縄県の地域で使用する仮設材 100分の110</p> <p>附則 改正後の建設用仮設材損料算定基準は、平成17年4月1日以後の請負工事に係る仮設料の積算について適用する。</p> <p style="text-align: center;">— 857 —</p>	<p style="text-align: right;">建設用仮設材損料及び賃料</p> <p>4.2 建設用仮設材損料及び賃料</p> <p>建設用仮設材損料算定基準 〔昭和44.6.12 建設省機発第65号 建設事務次官から各地方建設局長他あて 最終改正 平成17.3.24国総施第139号〕</p> <p>(目的)</p> <p>第1 この基準は、土木請負工事工事費積算要領（昭和42年7月20日付け建設省官技第34号）第2の請負工事費を構成する純工事費のうち、建設用仮設材（木製の仮設材を除く。以下「仮設材」という。）の損料の算定について必要な事項を定めることにより、請負工事の予定価格の算定を適正にすることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2 この基準における用語の定義は、請負工事機械経費積算要領（昭和49年3月15日付け建設省機発第44号）第2に定めるものとする。</p> <p>(損料の算定方法)</p> <p>第3 仮設材の損料は、それぞれの算式により求めた額とする。</p> <p>(イ) 異形ブロック型枠の損料＝型枠1㎡当り損料×延べ使用面積 (ロ) (イ)に掲げる仮設材以外の仮設材の損料 ＝供用1日当り損料×供用日数×使用数量 ＝基礎価格×$\left(\frac{\text{償却費率}+\text{修理費及び損耗費率}}{\text{標準使用年数}}+\text{年間管理費率}\right)\times\frac{1}{\text{年間標準供用日数}}$ ×供用日数×使用数量</p> <p>2. 前項に掲げる算式中の基礎価格、標準使用年数、供用1日当り損料、年間標準供用日数、償却費率、年間管理費率、型枠1㎡当り損料並びに修理費及び損耗費率は、過去の実績又は推定により適正に定めるものとする。</p> <p>(仮設材損料の補正)</p> <p>第4 第3の規定にかかわらず、次の各号に掲げる仮設材の供用1日当り損料及び型枠1㎡当り損料は、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超えない範囲内で補正することができる。</p> <p>一 北海道の地域で使用する仮設材 100分の115（異形ブロック型枠については100分の110）</p> <p>二 沖縄県の地域で使用する仮設材 100分の110</p> <p>附則 改正後の建設用仮設材損料算定基準は、平成17年4月1日以後の請負工事に係る仮設料の積算について適用する。</p> <p style="text-align: center;">— 857 —</p>